

蓮河原地区・境島地区波浪対策工事（石積み消波堤設置）の中止を求める申し入れ書

霞ヶ浦河川事務所長

望月 美知秋 様

2010年2月16日

NPO 法人アサザ基金

霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議

代表 飯島 博

わたしたちは、霞ヶ浦河川事務所が計画している土浦市蓮河原地区および稲敷市境島地区での石積み消波堤の設置（波浪対策工事）の計画中止と見直しを求めます。

土浦市蓮河原地区は流入河川桜川の河口近くにあり、河川をとおして豊富な栄養塩類や河川漂流物が供給されるこの水域（沿岸部）に石積み消波堤を設置し停滞水域をつくることになれば、アオコの大発生や外来水草の大繁茂やヘドロの堆積を促進することは避けられません。

同地区は霞ヶ浦土浦入りの最奥部に位置し、流入河川河口付近にあるなど、もっとも上記の事態を生じるリスクの大きな場所といえます。

一度このような事態が生じれば、アオコやヘドロによる悪臭が発生したり、不快害虫が大発生する、外来水草が大繁茂し枯れることで腐るなど、近隣の住民に大きな被害が及ぶ恐れがあります。

生態系や水質への影響だけではなく、近隣住民の住環境への影響も避けられません。実際、アオコが発生した当時の土浦市内では、JR 土浦駅のホームにまでアオコの腐敗臭が流れ込んできました。桜川河口付近という最もアオコの大発生やヘドロ堆積、河川由来のゴミ漂着などが生じ、悪臭などが近隣住宅地を覆う恐れのある大きな場所に、透過性が無く静穏域を作る石積み消波堤を設置することになれば、当時と同様の事態が生じることは避けられません。同時に、国立公園である霞ヶ浦の優れた自然景観を著しく破壊することも忘れてはなりません。

また、稲敷市境島地区に計画されている石積み消波堤（波浪対策工事）についても、同地域の優れた自然景観を破壊するのみならず、生態系や漁業へ大きな影響を及ぼすことは避けられません。

石積み消波堤による環境悪化はすでに前例があります。1999年から2003年にかけて西浦左岸（現行方市）の大部分にわたって設置された石積み消波堤によって自然の砂浜が消滅し、湖水が淀み、ヘドロ化の進行によって水質が悪化するばかりかワカサギやシラウオ等の在来魚の産卵場所も多くが失われてしまいました。アオコが発生したり外来水草が繁茂している地域もあります。

また、石積み設置後、その周辺にはバスボートが多く見受けられることから明らかなように、石積み消波堤がブラックバスやアメリカナマズ等の外来魚の棲息場所になっているという専門家の指摘があります。

堤防は人命と財産を守るためにありますが、霞ヶ浦も後世へと引き継がれるかけがえのない財産です。今後も各地で石積み消波堤のような工法を続ければ本来の美しい霞ヶ浦の自然環境は石だらけの見苦しい景観に置き換えられてしまっているのでしょうか。

国交省は今回の石積み消波堤の設置目的を、波浪による堤防の浸食防止としていますが、国交省自らが必要の無い水位上昇を行い堤防への負担を増大させているのは、国交省自身なのです。湖水位を上昇させて管理することは、湖全域の堤防への浸食の進行を増大させることであり、湖周辺の住民に不安を与えるものです。

堤防の浸食を防止するために最も効果があるのは現在の湖水位をできるだけ下げることや、堤防の前面にヨシやマコモ、ガマ、アサザ、沈水植物などの植生帯を再生することで波浪の影響を緩和することです。ところが、現在、国交省は水余りが生じているにもかかわらず、湖水位を上昇する管理を行うことで波浪の影響を増大させており、植生帯や砂浜の浸食を進行させ、なによりも堤防の破壊が生じやすい状況を自ら作っているのです。

国交省は自ら堤防の破壊が生じやすい状況を作っておいて、治水を名目に石積み消波堤を設置するという、国民に損害を与えることを省みずただ国費を浪費する愚行を継続しているのです。これは治水に名を借りた税金の無駄遣いの典型であり、事業仕分けの対象にすべき事業だと考えます。

以上の理由から、わたしたちは以下の申し入れをいたします。

1. 蓮河原地区や境島地区をはじめ、今後一切の石積み消波堤の設置を取りやめること。
2. 茨城県も水余りを自ら認めていることから、実需要を把握しそれに合わせて現在の水位を低下させることで、波浪の影響を低減する措置を講じること。
3. 水位低下により波浪の影響変化をモニタリングしたうえで今後の波浪対策のあり方を検討すること。
4. 堤防強化については、湖側への石積み消波堤設置ではなく、堤防自体を居住側から補強すること。
5. 1999年から2003年にかけて西浦左岸（現行方市）の大部分にわたって設置された石積み消波堤について、水質や底質、植生、砂浜の変化等のモニタリングを実施しているのか明らかにしてください。また、実施している場合は、その結果を公表してください。

上記の要望について、2010年3月1日までに文書にてご回答ください。

連絡先 〒300-1233 牛久市栄町6-387
でんわ 029-871-7166
FAX 029-871-7169